

# 学校法人東京医科大学教職員の行動規範

平成20年9月9日  
制定

(目的)

第1条 この行動規範は、学校法人東京医科大学（以下「法人」という。）が社会から信頼される大学となるために、法人に勤務する者すべてが、業務を遂行するに当たり、また個人として行動する上で遵守すべき基本的事項を明記した行動規範を定めることを目的とする。

(基本理念)

第2条 大学の建学の精神である「自主自学」及び学校設立の理念である「正義・友愛・奉仕」を日々の行動規範とする。

(法令の遵守)

第3条 法人の諸規程、法令などの規則を遵守し、「良き市民」として社会的良識をもって行動しなければならない。

(人間の尊重)

第4条 全ての人の人格・人権やプライバシーを尊重し、いわれなき差別、セクシュアルハラスメント、パワーハラスメントなどの行為を行ってはならない。

(取引業者との関係)

第5条 業者との取引に際しては、業者間の公正・公明かつ自由な競争を心がけ、職位を濫用して法人に不利益をもたらしてはならない。また、不正な手段や不透明な行為によって法人及び個人的利益を追求してはならない。

(反社会的勢力との関係)

第6条 社会秩序に脅威を与える団体や個人に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断しなければならない。なお、患者対応についてはこの限りではない。

(供与、供応の禁止)

第7条 業務上の地位を利用して、職務に関係のある利害関係者から、疑惑や不信を招くような金銭、物品その他の財産上の利益の供与若しくは供応を受けてはならない。

(利益相反マネジメントに対する義務の遵守)

第8条 別に定める学校法人東京医科大学利益相反マネジメント・ポリシーに基づき利益相反による弊害を生じないように努めなければならない。

(環境保護)

第9条 資源・エネルギーの節約、廃棄物の減少、リサイクルの促進などに努め、限りある資源を大切にするとともに、環境問題に配慮して行動するよう努めなければならない。

(公私の区別)

第10条 公私の区別をわきまえ、清廉かつ誠実に職務を遂行しなければならない。

(日常の業務処理)

第11条 業務上知り得た情報や文書などは、業務目的以外に使用したり、漏洩してはならない。また、個人情報を含めた秘密の情報や文書などは厳重に管理しなければならない。

2 常に災害の防止と衛生の向上に努めなければならない。

3 法人の財産を私的、不正または不当な目的に利用してはならない。

4 会計処理に当って、不明朗、不透明な処理を行ってはならない。

(虚偽の報告・隠蔽)

第12条 学内はもとより学外に対して、虚偽の報告をしたり事実を不正に隠蔽してはならない。

(教育・指導)

第13条 各職位にある者は、自ら本規範を遵守するとともに、所属教職員が本規範を遵守するように、適切な教育と指導監督する責任を負う。

(告発)

第14条 この行動規範に違反するような事実を確認した場合は、通報（告発）窓口にて提案することができる。

2 提案者（告発者）については、氏名秘匿などプライバシーを保護する。

(監査・報告)

第15条 監査室長は、本規範の遵守状況について監査し、監査結果を理事長に報告する。

(違反の処理)

第16条 本規範に違反した場合は、事実関係を慎重かつ厳正に調査の上、就業規則に則り懲戒する。

(改廃)

第17条 この行動規範の改廃は、理事会の議を経て理事長が行う。

附 則

- 1 この行動規範は、平成20年9月9日から施行する。
- 2 各職位にある者は、取引業者に対して本規範の趣旨に従い行動するよう指導するものとする。